

飼っている犬や猫が迷子になつたら どうしたらいいの？

みなさんはどうしますか？「そのうち帰つて来るだろう」では、手遅れになることがあります。



飼っている犬・猫の行方がわからなくなつた場合は
すぐに下記の場所にお問い合わせ下さい

①最寄りの保健所および動物愛護センター

海南保健所	御坊保健所
073(483)8825	0738(24)3617
岩出保健所	田辺保健所
0736(61)0022	0739(26)7934
橋本保健所	新宮保健所
0736(42)5443	0735(21)9631
湯浅保健所	新宮保健所 串本支所
0737(64)1293	0735(72)0525
和歌山市動物愛護管理センター	動物愛護センター
073(488)2032	073(489)6500

②最寄りの市町村役場



③最寄りの警察署

落し物として届けられる場合があります。



飼い主さんが、しなくてはいけないと

①飼い犬に鑑札と狂犬病予防注射済票を付けましょう。

鑑札と注射済票の番号から飼い主がわかります。



②飼い猫に首輪と迷子札を付けましょう。

迷子の犬・猫って、どれくらいいるの？

保健所等に収容された身元不明の犬・猫の頭数（平成29年度）

犬 234頭 / 猫 1,568（和歌山市を除く）



（和歌山市を除いた和歌山県内の保健所に収容された犬・猫は、すべて動物愛護センターに搬送されます。和歌山市の場合は和歌山市動物愛護管理センターに収容されます。）

すぐに問い合わせした方がいいの？

保健所や動物愛護センターで収容されている身元不明な犬・猫を管理する期間は、法律により3日間と決められています。
その間に飼い主が判明しなければ処分の対象になります。

『狂犬病予防法』で義務づけられていること

犬の飼い主は市町村に犬の登録を申請しなくてはなりません。
また、狂犬病の予防注射を毎年1回犬に受けさせなくてはなりません。登録すると鑑札が、注射を受けると注射済票が交付されます。
犬が死亡したときや犬の所在地など登録内容が変わったときも市町村に届けましょう。